

当座勘定規定（専用約束手形口用）

目次

- 第 1 章 当座勘定規定
- 第 2 章 約束手形用法

第 1 章 当座勘定規定（専用約束手形口用）

第 1 条（当座勘定への受け入れ）

1. 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに切り立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。
2. 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
3. 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
4. 証券類の切り立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第 2 条（証券類の受け入れ）

1. 証券類を受け入れた場合には、当店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
2. 当店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第 3 条（本人振込）

1. 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振り込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振り込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
2. 当座勘定への振り込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

第 4 条（第三者振込）

1. 第三者が当店で当座勘定に振り込みをした場合に、その受け入れが証券類によるときは、第 2 条と同様に取扱います。
2. 第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振り込みをした場合には、第 3 条と同様に取扱います。

第 5 条（受入証券類の不渡り）

1. 前 3 条によって証券類による受け入れまたは振り込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引き落とし、本人からの請求があり次第その証券類は受け入れた店舗、または振り込みを受け付けた店舗で返却します。ただし、第 4 条の場合の不渡証券類は振り込みをした第三者に返却するものとし、同条第 1 項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
2. 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

第 6 条（手形、小切手の金額の取り扱い）

手形、小切手を受け入れまたは手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

第 7 条（手形の支払い）

1. この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形に限って支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。
2. 当座勘定の払い戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。

当座勘定規定（専用約束手形口用）

第 8 条（手形用紙）

1. 当店を支払場所とする専用約束手形を振り出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
2. 手形用紙の交付請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。
3. 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

第 9 条（手数料）

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。

第 10 条（支払いの範囲）

1. 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
2. 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時まで当座勘定に受け入れまたは振り込みされた資金により支払います。なお万一、15 時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。
3. 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

第 11 条（支払いの選択）

同日に数通の手形の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第 12 条（印鑑等の届け出）

1. 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届け出てください。
2. 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届け出てください。

第 13 条（届出事項の変更）

1. 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届け出てください。
2. 前項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. 第 1 項による届出事項の変更の届け出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 14 条（印鑑照合等）

1. 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
3. この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。

第 15 条（振出日、受取人記載もれの手形）

1. 手形を振り出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
2. 前項の取り扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 16 条（自己取引手形等の取り扱い）

1. 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合

当座勘定規定（専用約束手形口用）

でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。

2. 前項の取り扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 17 条（利息）

当座預金には利息をつけません。

第 18 条（残高の報告）

当座勘定の受け払いまたは残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

第 19 条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第 20 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第 22 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第 21 条（取引の制限等）

1. 当金庫は、本人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。本人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する本人の回答、具体的な取引の内容、本人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
3. 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第 22 条（解約）

1. この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
2. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。
 - (1) 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 本人が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他本号①から⑤に準ずる者
 - (3) 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当金庫との取引またはこれに付随する他取引に関して、脅迫的な言動、大声をあげる等の示威行為、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

当座勘定規定（専用約束手形口用）

- ⑤ その他本号①から④に準ずる行為
 - ⑥ 当金庫の顧客に対する本号①から⑤までに相当する顕著な行為
- (4) この当座勘定がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

第 23 条（取引終了後の処理）

1. この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された手形であっても当金庫はその支払義務を負いません。
2. 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第 24 条（手形交換所規則による取り扱い）

1. この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
2. 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第 7 条第 1 項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
3. 前項の取り扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 25 条（個人信用情報センターへの登録）

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間（ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- (1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第 26 条（成年後見人等の届け出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに、書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
4. 前 3 項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
5. 前 4 項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 27 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとします。
 - (2) 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (3) 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

当座勘定規定（専用約束手形口用）

- (4) 第 2 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 28 条（休眠預金等活用法にかかると最終異動日等）

1. この当座勘定について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - (1) 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - (2) 将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - (3) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
- (4) この当座勘定が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第 1 項第 2 号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - (1) 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日
 - (2) この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続きが終了した日
 - (3) 法令または契約に基づく振り込みの受け入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限り、） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

第 29 条（休眠預金等代替金に関する取り扱い）

1. この当座勘定について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの当座預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
2. 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの当座勘定にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
3. 預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に

当座勘定規定（専用約束手形口用）

委任します。

- (1) この預金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
- (2) この預金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。
4. 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - (1) 当金庫がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - (2) 前項に基づく取り扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

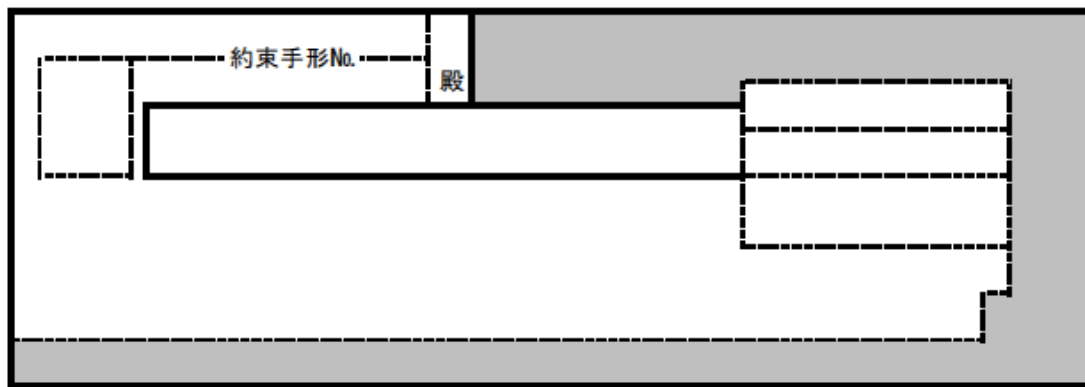
第30条（規定の変更等）

1. この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

第2章 約束手形用法

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に限り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡したりしないでください。
2. 手形のお振り出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、※、★などの終止符号を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図着色部分）は使用しないでください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙によりただちに届け出てください。
8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

当座勘定規定（専用約束手形口用）



以上